

「商店街売上回復支援事業」における補助対象経費

No.	区 分	内 容	留 意 事 項
1	人件費	事業を行うために、新たに臨時又は日雇いで雇用する者の人件	※商店街関係者（構成員、従業員、家族等）は対象外
2	報償費	司会、出演者、講師等に対する謝金	※商店街関係者（構成員、従業員、家族等）は対象外
3	旅費	司会、出演者、講師等に対する交通費、宿泊費 ※商店街関係者（構成員、従業員、家族等）は対象外	※商店街関係者（構成員、従業員、家族等）は対象外
4	印刷製本費	チラシ・ポスター・リーフレット等の印刷費	イベント周知目的のほか、申請団体のPR目的も可
5	広告宣伝費	テレビ・ラジオ・新聞・SNS等の広告に係る費用、ノボリ・ハッピー・オリジナルTシャツの製作費	イベント周知目的のほか、申請団体のPR目的も可
6	消耗品費	事業を行うために必要な物品の購入費	※賞品、景品、頒布品、販売を目的とした商品・物品（飲食物含む）や、これらの材料に係る費用は対象外
7	通信運搬費	郵便料、送料	※電話代、プロバイダ契約・使用料、回線使用料は対象外
8	使用料及び賃借料	会場使用料、イベント用機材・什器のリース・レンタル料	※商店街関係者（構成員、従業員、家族等）が所有するものは対象外
9	委託費	会場設営やイベント運営に関する委託費	※商店街関係者（構成員、従業員、家族等）への委託は対象外
10	備品購入費	設備・機器等の購入費	※共用のものに限る（店舗等で設置・利用するものは対象外）
11	工事費	駐車場の白線引き直し費用、設備・機器等の設置費	※付随する撤去・処分費を含む（駐車場の白線引き直しについては含まない）

※以下の経費については補助対象外

<ul style="list-style-type: none"> <li>・補助対象事業との関連性が認められない経費</li> <li>・交付決定の前に発注、支出した経費</li> <li>・支払ったことが証明できない経費</li> <li>・公租公課</li> <li>・電気使用料、ガス使用料、水道使用料、燃料費</li> <li>・飲食費</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・頒布品</li> <li>・抽選会等の景品代</li> <li>・販売を目的とした製品・商品・物品（飲食物含む）の購入等費用や、これらの材料に係る費用</li> <li>・振込、代金引換、決済に係る手数料</li> <li>・保証料、保険料</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・維持管理、保守に係る経費</li> <li>・契約に係る印紙代</li> <li>・土地の取得、使用に要する経費</li> <li>・事業の中止、延期に伴うキャンセル料や準備にかかった経費</li> <li>・その他会長が不相当と認める経費</li> </ul>
---	---	---